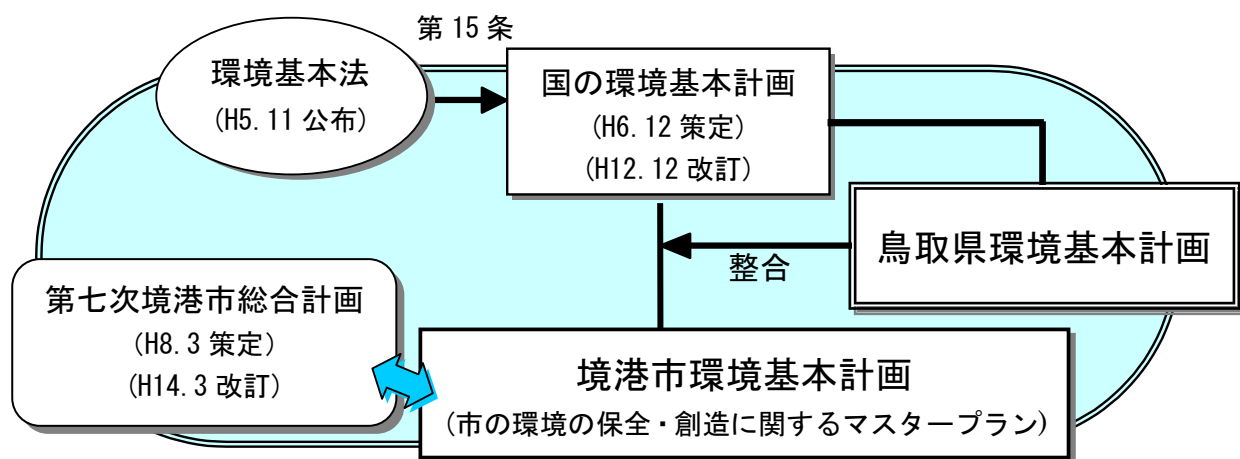


● 計画策定の背景

本市においては、市民や事業者、市民団体等と相互に協力しつつ、環境の保全に関する基本的な考え方や市の目指す方向について明らかにし、各種の環境施策を計画的に展開することが緊急かつ重要な課題となっています。そこで、平成10年に制定した境港市環境基本条例に基づき、本市における環境の保全や創造に関する総合的な指針である境港市環境基本計画を策定しました。

● 計画の位置づけ

本計画は、平成8年3月に策定された第七次境港市総合計画（計画期間：平成8年度～22年度）に掲げられている境港市の都市像である“環日本海オアシス都市 魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち境港”を、環境面から実現するためのもので、本市における環境の保全と創造等に係るマスタープランとして位置づけられます。



『境港市総合計画』を
環境面から実現する計画

<本計画の位置づけ>

● 計画の期間と計画目標年次

本計画は、第七次境港市総合計画との整合性を図るため、計画期間を10年間（平成13年度から22年度）とし、平成22年度を目標年次とします。

ただし、環境問題や市民の環境へのニーズは常に変化していくと思われることから、本計画を将来とも実効あるものとするために、原則として5年後に見直しを行うこととします。

● 計画の対象とする環境

本環境基本計画では、“環境”を以下の5つに分類して計画の対象とします。

- 産業、交通、都市施設（上下水道など）、文化財などの「社会環境」
- 私たちの活動によって生じる大気質、水質、騒音、廃棄物などの「生活環境」
- 私たちの身のまわりの動植物などの「自然環境」
- 私たちが“快適”と感じるみどり、水辺、音、香り、景観などの「快適環境」
- 地球温暖化、酸性雨、砂漠化など地球規模で発生する環境問題を含む「地球環境」

● 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



<計画の構成>

● 環境の将来像

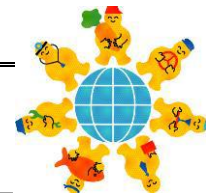
本市の望ましい環境像を以下のように設定します。

人と水の環で創る、環境オアシス都市 さかいみなと

これには、次のような意味を込めています。

「人の環」

温かい人情の輪、市・市民・事業者の協力体制、港町として世界の人と関係していることの象徴です。



「水の環」

三方を水に囲まれた地形と環日本海拠点都市の象徴であり、また水環境を改善していくことへの意思表示でもあります。

「環境オアシス都市」

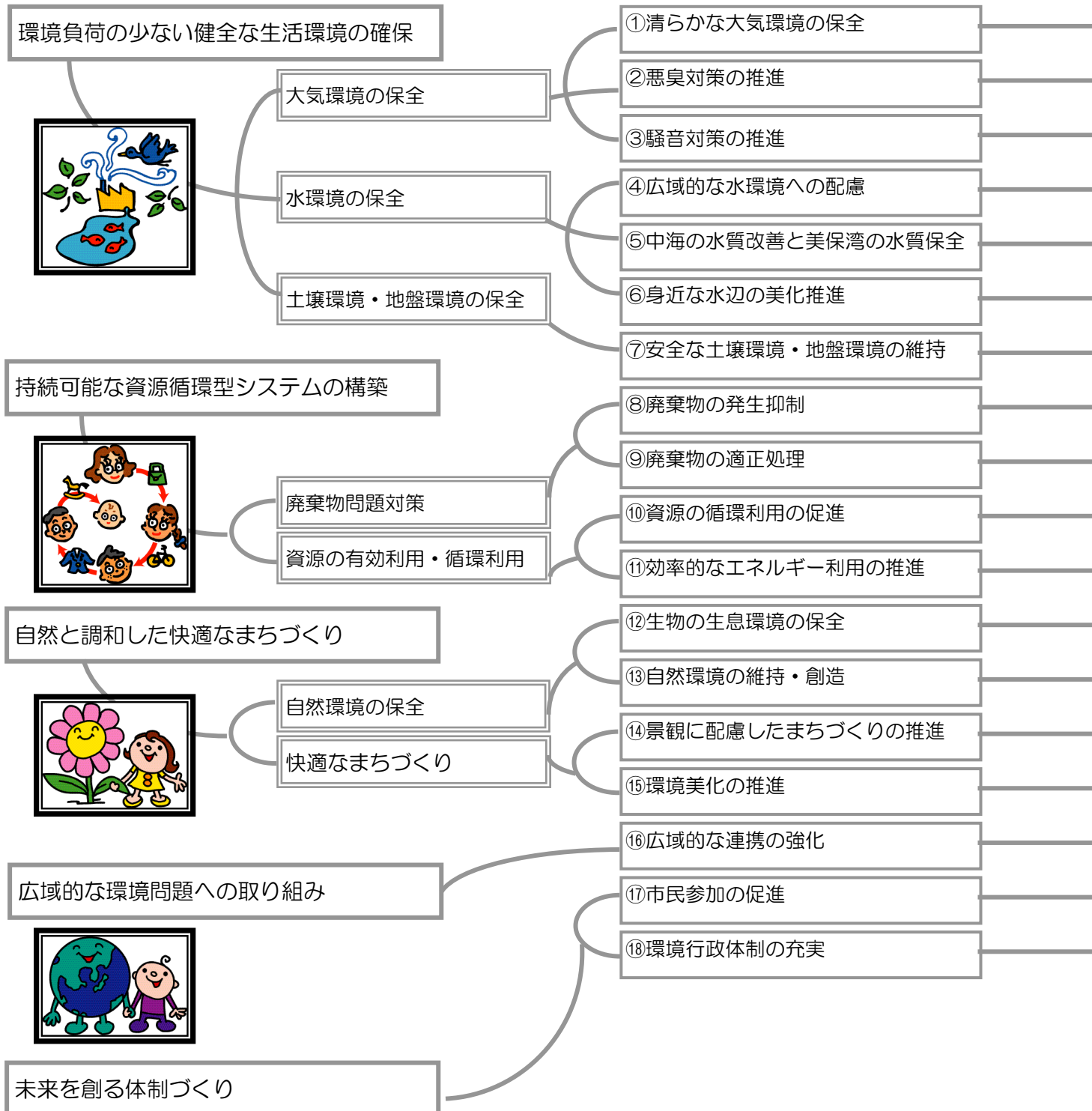
人々が安心して集い、住む人が快適に暮らせる、自然と調和した都市を目指すことを表しています。



● 長期的目標と施策の体系

長期的目標を達成し、望ましい環境像を実現するためには、より実効性が高く具体性のある計画内容が求められます。

ここでは、5つの長期的目標ごとに取り組むべき内容を18の施策として整理します。



- 自動車排出ガスの発生抑制
- 公共交通機関や自転車などの利用を促進
- 汚濁物質の排出の少ない設備・技術、クリーンエネルギーの導入
- 酸性雨や大気汚染物質の実態把握
- 悪臭規制の推進
- 航空機騒音の防止
- 自動車騒音・振動の抑制
- 工場・事業所及び建設作業騒音・振動対策
- 近隣騒音の防止
- 健全な水循環の維持
- 水辺や水域の自然浄化能力の保全・回復
- 公共下水道、合併処理浄化槽、民間の工場排水処理施設等の整備促進
- 生活排水対策
- 中海の水質浄化対策
- 水路の浄化対策
- 水辺のレクリエーション空間の整備
- 調査・測定等の適切な実施
- 土壌汚染の未然防止
- エコショップ運動の推進
- 再利用・詰替型商品への移行
- ごみ回収の有料化
- 使用済みの家電製品等の適正な処理
- 野外焼却の防止
- フロン回収の徹底
- 化学物質対策の推進
- 廃棄物の適正な処理と資源化・減量化
- 有機性廃棄物の有効活用
- 廃食用油の活用
- 資源ごみの分別回収の徹底
- グリーン購入の促進
- 省エネルギー対策
- 新エネルギーの活用
- 情報技術の活用
- 生物の生息状況の実態把握
- 貴重な植生の保護
- 各種開発事業実施に際しての環境配慮
- 水域や水辺の環境保全
- 環境に配慮した農業技術の普及
- 公園・緑地の整備
- 海浜景観の保全
- 荒廃地の管理と有効活用
- 都市景観の向上
- 美しい海岸線の維持
- ごみの投げ捨て防止
- 環境美化に関する意識啓発活動の推進
- 地球温暖化対策の推進
- 県や関係機関との連携体制の整備
- 広域的対策の強化
- 紫外線対策
- 環境学習・環境教育の推進
- 環境保全活動への市民参画の促進
- 環境管理システムの確立
- 環境保全意識の啓発
- 公害防止対策の充実
- 環境情報の公表

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|-----------|----|--------|
| ① | 低公害車の導入状況 | 0台 | 更新時に導入 |

| 対象 | 指標 | 現況 H12 | 目標 |
|----|-------------|-----------|----|
| ② | 悪臭の規制基準超過件数 | 1件 | 0件 |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|----------|------|------|
| ④ | 水源涵養林の面積 | 86ha | 現状維持 |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 | 備考 | |
|----|-------------------------|---------|-------|--------|------------------|
| ⑤ | 下水道普及率(%) | 31.7 | 42.6 | 現況:H12 | |
| | 生活雑排水処理人口割合 | 41% | 52% | 目標:H17 | |
| | 中海水質 (最悪地 点,mg/l) | COD75%値 | 6.5 | 5.4 | 現況:H10 目標:H15 |
| | | 全窒素平均値 | 0.73 | 0.58 | |
| | 全リン平均値 | 0.093 | 0.067 | | |

| 対象 | 指標 | 目標 | | |
|----|---------------|-----|------|-----|
| | | H10 | H17 | H22 |
| ⑧ | 一般廃棄物焼却量(%) | 100 | 92.5 | 85 |
| | 一般廃棄物最終処分量(%) | 100 | 70 | 50 |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 | |
|----|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| ⑩ | 一般廃棄物リサイクル [資源ごみ(t)/総搬入量(t)] | 13% (H12) | 20% (H17) | 24% (H22) |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|------------------------|------------------|---------------|
| ⑪ | 市の電気使用量 (下水道センター除く) | 478万kwh (H10) | 5%削減 (H16) |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|-----------|----|---------|
| ⑫ | 生物調査の実施状況 | — | 現状把握を行う |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|----------------------|------------------|---------------|
| ⑬ | 温室効果ガス排出量 (GWP-t) | 5,950 (H10) | 5%削減 (H16) |
| | コピー用紙購入量 (A4換算枚) | 2,049千枚 (H10) | 5%削減 (H16) |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|------------|----|------|
| ⑰ | 市の環境管理システム | — | 確立する |

| 対象 | 指標 | 現況 | 目標 |
|----|---------|------------------|--------------------|
| ⑱ | 環境情報の公表 | 環境白書発行、 市報で公表 | 環境白書、市報、 HPでの公表 |

● 産業別環境配慮指針

(1) 第一次産業

<農業>

農地は、単に生産の場というだけでなく、地下水の涵養機能や生物の生息の場といった公益的機能を持ち合わせており、農業によって地域の環境が保たれてきたという面があります。農地の持つ多面的な側面に着目し、自然と調和した持続的な産業として見直していくことが必要です。



<漁業>

本市は日本海沿岸最大の漁業基地ですが、水産資源の減少が深刻化しており、広く海洋生態系に配慮した「つくり育てる漁業」を推進していく必要があります。また、漁具の海洋投棄等による魚介類への影響なども問題として指摘されており、適正な廃棄物処理を進めるなど、海域の環境保全に努めることが重要です。



(2) 第二次産業

<建設業（土木工事業,建築工事業,設備工事業）>

本市においては古くから大規模な干拓・埋立事業による工業用地等の造成が進められ、竹内団地では企業誘致が進められていることから、自然環境への配慮や建設工事における資材のリサイクル推進を確実に進めていく必要があります。



<製造業（水産加工業,木材加工業,革製履物製造業,食料品製造他）>

本市においては水産加工業や木材加工業が盛んであり、操業時の悪臭等の発生防止や有機性廃棄物の有効利用を進めていく必要があります。これらの産業は、海洋資源や海外の森林資源に依存していることから、海洋汚染や森林の減少など、広く地球環境問題への配慮を行うことも重要です。

また、事業者における環境への配慮や環境負荷の少ない物品（環境物品）の調達や製品のもつ環境負荷についての情報公開を積極的に行いましょう。

(3) 第三次産業

<運輸・通信業（通信業,旅客運送業,貨物運送業,運輸に附帯するサービス業他）>

本市は境港、米子空港、JR 境線など、多様な交通機関を備えており、モーダルシフト等により輸送の効率化を図ることで、自動車排ガスの削減への貢献が期待されます。公共交通機関については、環境負荷の少ない交通体系への転換が期待されており、その利用促進に向けた取り組みが求められます。

通信業については、高度情報通信社会の実現により、物質の円滑な流通とそれに伴う経済活動の効率化、活性化が期待されます。

<卸売・小売業、飲食店>

商品を卸売・小売する際には、商品と併せて梱包材や容器等が多量に流通します。飲食店では、厨芥等の廃棄物の減量化や廃油、洗剤等による環境負荷の低減が求められています。



<サービス業（旅館、その他の宿泊所、廃棄物処理業）>

本市においては、弓ヶ浜など自然資源を対象とした観光施設があり、これらの施設からの自然環境への影響低減が必要となります。

産業廃棄物処理業では、設置工場外からも広く産業廃棄物を受け入れている事業所もあることから、廃棄物の適正処理を確実に進めることが重要です。

● 重点施策

複雑に絡み合う環境問題を解決するためには、総合的な観点から取り組む必要がありますが、効果的に対策を進めていくためには、問題の緊急性、重要性に応じて優先的に取り上げるべき施策に重点的に取り組む必要があります。

そこで、本市の環境上の課題や市民のニーズなどを踏まえ、計画期間中において優先的に取り組むべき重点施策として次の2つを設定します。

資源の循環型システムの構築

本市においては、平成12年よりペットボトルと食品用白色トレイの分別収集を開始したほか、廃棄物の焼却の際に発生する余熱を市民温水プールで利用するなど、資源の循環利用に取り組んでいます。

一方、国では循環型社会の形成を目指した法律の一体的な整備が進められています。

本市においても、物質の循環過程を体系的にとらえ、資源の循環型システムの構築に向けた取り組みを推進します。

<関連する施策>

| 長期的目標 | 施策の区分 | 施策項目 |
|---------------------------|----------------------|----------------------|
| (2) 持続可能な資源 循環型システムの構築 | 1) 廃棄物問題対策 | ⑧ 廃棄物の発生抑制 |
| | | ⑨ 廃棄物の適正処理 |
| | 2) 資源の有効利用 ・ 循環利用 | ⑩ 資源の循環利用の促進 |
| | | ⑪ 効率的なエネルギー 利用の推進 |

中海の浄化対策の推進

私たちの生活は、市域の三方を囲む水域と深い関わりを持っています。このうち美保湾については、現在のところ良好な水質が保たれていますが、中海の水質は富栄養化し、水質汚濁が慢性化しています。

長年にわたって蓄積した汚濁負荷を浄化し、命を育む中海を再生するため、関係機関と協力して中海の浄化対策を推進します。

<関連する施策>

| 長期的目標 | 施策の区分 | 施策項目 |
|----------------------------|-----------|------------------------|
| (1) 環境負荷の少ない 健全な生活環境の確保 | 2) 水環境の保全 | ④ 広域的な水環境への配慮 |
| | | ⑤ 中海の水質改善と 美保湾の水質保全 |
| | | ⑥ 身近な水辺の美化推進 |
| (4) 広域的な環境問題への取り組み | | ⑩ 広域的な連携の強化 |

● 計画の推進方策

環境基本計画を効果的かつ円滑に推進していくため、計画の推進方策を示します。

計画を市民、事業者、行政が連携して推進するために、以下の組織を整備し、施策の実施・運用、施策の実施状況の点検・評価、計画の見直し等を行います。

□ 境港市環境施策推進委員会（委員長：助役）

本計画の推進組織として、庁内関係部局で構成する「境港市環境施策推進委員会」を設置しています。

本委員会では、本計画に記した各種施策を調整・検討するとともに、目標の達成状況や取り組み状況などについてチェックを行い、この結果を境港市環境審議会に報告（諮問）するとともに、環境審議会での答申結果について、広く市民や事業者に公表します。

この委員会の下に、必要に応じて関係部局の担当者からなるワーキンググループを設置します。

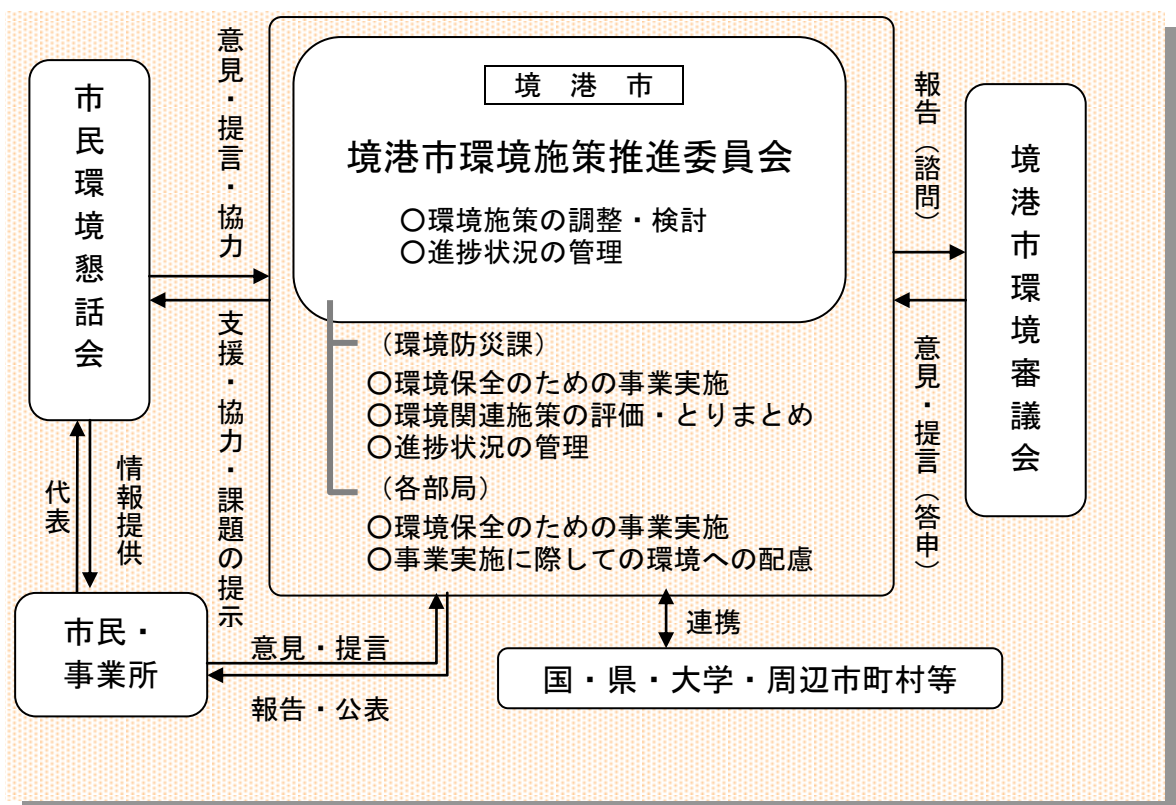
□ 境港市環境審議会

本計画に基づく各種環境施策の実行・推進について、専門的な立場から審議を行うとともに、広い見識をもって提言や助言を行います。

□ 市民環境懇話会

市民の代表として、本計画への意見や提言を行います。また、環境保全に関して自ら取り組んでいくため、広く市民に情報や活動を広めていくことを目的とします。

また、広域的な取り組みの推進や専門的・技術的な知見を得るために国、県、大学、周辺市町村などとの連携に努めていきます。



<本計画の推進体制>

● 計画の進行管理

各部署における本計画の施策の実施状況について、定期的に把握・評価し、その結果を環境審議会に報告します。

また、本市の取り組みを実効性のあるものとするために、環境マネジメントシステムの構築に努めます。

● 環境情報の整備

本計画の施策の実施状況や評価結果を広く公表するため、様々な媒体を通じての情報公開を進めます。

その他、地域環境や環境指標等に関する情報も公開し、より意見や提言が得られやすくなるよう、環境情報の整備に努めます。

● 市民への公表

本計画の施策の実施状況やその定期的な評価の結果を、様々な媒体を通じて市民に公表します。

また、市民の代表である環境懇話会を通じても、情報の伝達を行います
公表にあたっては、情報をわかりやすく伝えるように努めます。

